小布施町中学生地域クラブ指導者規程

- 1 スポーツ・文化芸術活動を通して青少年の健全育成に寄与する志をもって指導に当たること。
- 2 活動をするに当たり会員の健全な育成(教育者としての責任)、参加会員の健康・安全 (安全責任)、活動場所の施設・備品の管理(管理責任)を負うことを自覚し行動する こと。
 - (1) 生徒の人権や人格の尊厳を尊重し、体罰・暴言等の人権を損なう行為が決して起こらないよう指導に当たる。
 - (2) 単に技術的な向上を目指すだけではなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、粘り強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツ・文化芸術活動を通して人間性を育み高める場となることを目指して活動を進める。
 - (3) 活動は参加者の安全を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過負担な練習によるけが等、健康を害することがないよう十分に配慮して活動を進める。
 - (4) 活動する施設の開錠・施錠、清掃等の整美は指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が行う。
 - (5) 活動時間は、小布施町の「小布施町中学生地域クラブガイドライン」、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に定める時間を超えることはできない。
- 3 小布施中学校に部活動がある活動においては部活動顧問と連携を図り、強化の方向性や 練習計画など情報交換を密に行い、一貫した指導となるよう努めること。
- 4 活動の専門性及び中学生の指導者としての専門性を高めるよう自身も研修に励むこと。
- 5 上記の指導者規程に反し、小布施町中学生地域クラブの趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て指導者登録から削除することもある。
- 6 服務を監督する教育委員会又は任命権者の許可を得た教職員又は公務員は、指導者になることができる。